◆ ◆ ◆ 業務知識 国内1級·2級 ◆ ◆ ◆

(注)「業務知識」の問題は、原則として1級、2級は同一問題で出題しております。 従って、ここには1級の問題・設問を載せていますが、1級、2級とで設問に差異(難易度の調整)を設けているものについては、それぞれ該当の個所にコメントを付けておきました。

配点 第1問:20点、第2問:25点、第3問:10点、第4問:10点、

第5問:15点、第6問:10点、第7問:10点、

第1間(20点)

次の記述のうち、標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び、特別補償規定に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を記入するとともに、誤っている理由を 簡潔に解答欄に記入しなさい。

- 1 手配代行者の重大な過失により旅行者の手荷物に損害を与えた場合、旅行業者は、旅 行者1名につき15万円を限度として賠償しなければならない。
- 2 旅行業者は、旅行中の旅行者が、病気や傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、旅行業者として必要な措置を講ずることがあるが、これが旅行業者の責に帰すべき事由によるものではないときは、その措置に要した費用は旅行者の負担となる。
- 3 企画旅行の日程中、当該旅行業者の手配による宿泊ホテルが用意されている終日自由 行動日は、企画旅行参加中と見做されることになっている。
- 4 企画旅行契約の別紙「特別補償規定」で定められている補償金等の種類は、死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び、携帯品損害補償金の4種類である。
- 5 女性4人グループが日帰りの国内企画旅行に申込みをし、旅行代金は出発日の受付時に全額支払うことになっていたが、受付の段階でそのうちの 1 人が体調不良のため旅行に参加しないことになりました。この場合、旅行業者は当該不参加のお客様に対する取消料は請求することはできない。
- 6 手配代行者が手配ミスをして旅行者に損害を与えた場合、旅行業者が管理・監督を十分に尽くしていたことが証明できるときは、旅行業者は旅行者に対して損害賠償の責めを負う必要はない。

- 7 ホテルのポーターが旅行者のスーツケースを運搬中、誤って落としたため、大きな疵をつけると共に中に入っていたガラス製の民芸品が割れてしまった。この場合、ポーターの過失が原因なので特別補償の対象とはならない。
- 8 旅行中に旅行者が病気になり、旅行の継続が難しいため、旅行業者がその後の旅行契約を解除したときは、旅行を中止したために提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料等の費用は旅行者の負担とすることができる。
- 9 ビデオカメラやお土産品が入った手提げカバンを置き忘れたのに気づき急いで戻ったが、すでに盗られてしまったらしく、見つかりませんでした。この場合、特別補償 規定による携帯品損害補償金が支払われる。
- 10 旅行業者は、旅行者があらかじめ明示された性別、年齢、資格、技能その他の旅行者の条件を満たしていないことが判明した場合であっても、旅行契約成立後は、当該旅行者との契約を解除することができない。

出題の趣旨

○契約社会化の進展と旅行参加者の権利意識の一層の顕在化に対応するために、標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約の部)及び、特別補償規定の中で添乗員にとって特に必要不可欠な条文 の内容について十分な理解力を身に付けているか。

解答

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
答	×	0	0	X	0	X	×	0	X	×

^{*}出題における誤っている理由については後記の解説をご覧ください。

解説

- ○この問題は国内、総合共通問題として出題しています。
- ○募集型企画旅行における標準旅行業約款、特別補償規定の中で、添乗員として知っておいて頂きたい重要な事項についての理解度を問う問題でしたが、相変わらず理解力が身に付いていないというか不足している、あるいは約款に関する認識が甘い受験者が今年度も目立ちました。
- ○一方試験対策の一助として開催している e ラーニング講座での学習効果も多く見受けられたように感じました。
- ○今年度は、2級も正誤のみではなく、間違っている理由を記述してもらう問題としました。
- ○この問題は、1、2級とも間違っている理由を正確に記述して頂かないと得点になりません。 間違っている個所の理由は下記の解説を参考にしてください。
- ○誤りを正す記述解答のせいか、正答率が低くなっています。すなわち間違っている個所の理由 が、正確に指摘できていない解答がかなり目立ちました。

毎年、業法・約款に関しては同じようなコメントを書かざるを得ないのですが、豊富な添乗経験をもっている受験者(添乗員)であっても、約款の知識には大きな不安があることを露呈しているものと思われます。

- ○お客様との間でトラブルが起きたりすると、お客様と添乗員(旅行会社)のどちらの主張が認められるかを考えなくてはなりません。
 - トラブルで自分の主張が認められるようにするには、その主張に認められるための根拠が無くてはなりません。そしてそのためには、あらかじめ具体的にルール(業法、約款等)がどうなっているのかを知り、ルールに従った行為をすることが必要となります。
- 〇4、5、10 についての不正解者がかなり目立ちました。特に、4、10 については間違っている箇所の理由が正しく記述されていた解答は全受験者(国内、総合)の中でもごく数名でした。
- ○この問題の全問正解者は国内1級(間違っている理由も含めて)でわずか1人のみでした。 なお、この問題で8割以上の得点(1級は理由を含めて)を得た受験者は国内1級で3名、国 内2級で0名、総合1級で4名、総合2級で2名の方々でした。
- ○逆に、半分以下の得点しか取れなかった受験者は国内1級で5名、国内2級で7名、総合1級で3名、総合2級で1名という結果でした。
- ○それぞれ以下の解説(正誤の理由)を参考にして頂きたいと思います。特にコメントのないものについては皆さんが実際に添乗することが多いのは募集型企画旅行であると思われますので、標準旅行業約款のうち、「募集型企画旅行契約の部」の条文を記載しています。

1 間違っています。

手荷物の場合は「実損額」が前提であり、限度が一応15万円ということになっています。 すなわち荷物に関する損害は、生命・身体の損害と違って金銭で評価できるものですから、 当該損害が埋められればいいわけでそれを超えて補償する必要はないということになります。 しかしながら、下記《参考2》に記載されている通り、**旅行業者に故意又は重大な過失**があ る場合は15万円を超えた場合でも実損額を賠償しなくてはならないことになります。 ここでいう旅行業者には債務を履行するに当たって旅行業者が使用する履行補助者も含まれ、 具体的には、手配代行者、添乗員も含まれます。

従って、本題は、手配代行者(旅行業者)の重大な過失による損害となっていますので、<u>旅</u> 行者 1 名につき、<math>15 万円を限度として賠償を行うというのは間違っているということになります。

《参考1-1》標準旅行業約款第27条第1項(旅行業者の責任)

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者(手配代行者)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その**損害を賠償する責**に任じます。

《参考1-2》標準旅行業約款第27条第3項(旅行業者の責任)

 $(\cdots$ 略 \cdots) 旅行者 1 名につき 1 5 万円を限度(当社に**故意又は重大な過失**がある場合を除きます)として賠償します。

2 正しい内容です。

旅行中に旅行者が病気や傷害等により保護が必要となった場合に、旅行業者として必要な措置をとること、そして、その措置に要した費用は旅行者の負担であることが約款に明記されています。

従って、本題は正しい内容ということになります。

《参考2》標準旅行業約款第26条(保護措置)

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずるときがあります。(・・・略・・・)、当該措置に要した費用は**旅行者の負担**とし、(以下略)

旅行業者は、企画旅行契約に付随する信義則上の義務として、旅行者の生命・身体の安全を 図るべき安全確保義務があります。本条は、まずそうした保護を要する旅行者については「必 要な措置を講ずることがあります」として、保護措置をとることが旅行業者の義務であると 同時に「権限」でもあることを定めたものです。

これにより、旅行業者は旅行者本人が判断能力を失っている場合にも、機動的に保護措置を とることが可能となっています。また、その保護に要する費用についても、旅行者本人の承 諾がなくとも当然に旅行者の負担とすることができるよう定められています。

3 正しい内容です。

契約書面で、「企画旅行日程中の運送・宿泊機関等のサービスの提供が一切ない日については補償金等の支払いを行わない旨を明示したとき」は、企画旅行参加中とはなりませんが、本事例の自由行動日は旅行業者による宿泊が手配されていますので、「企画旅行参加中」ということになります。

従って、本題は正しい内容ということになります。

《参考3》標準旅行業約款第2条第2項(用語の定義)

この規定において「企画旅行参加中」とは、(・・・以下一部略・・・)、また、当該企画旅行日程に、旅行者が**当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日**が定められている場合において、その旨及び当該日に生じる事故によって旅行者が被った損害に対してこの規定による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

4 間違っています。

特別補償規定の第1条では、補償金として生命・身体に関するものが規定されていますが、第5章の第16条で携帯品損害補償金が規定されています。従って、補償金の種類は全部で、死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金、携帯品損害補償金の5種類ということになります。

従って、本題では、通院見舞金が抜けていますので間違っているということになります。

《参考4-1》特別補償規定第1条第1項(当社の支払責任)

当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に(・・・省略・・・)、 旅行者又はその法定相続人に、**死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金**を支 払います。

《参考4-2》特別補償規定第16条(当社支払責任)

当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な 事故によってその所有の身の回り品に侵害を被ったときに、本章の規定により**携帯品損害補 償金を**支払います。

5 正しい内容です。

企画旅行契約の成立は旅行業者が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立すると 約款には記載されています。

本題の場合、申込金を受領していないので、4人グループの旅行契約は成立していないということになり、不参加となった1名については取消料を請求することは出来ないことになります。

従って、本題は正しい内容ということになります。

《参考5》標準旅行業約款第8条題1項(契約の成立時期)

募集型企画旅行契約は、当社が契約の**締結を承諾**し、**申込金を受理**したときに成立するものとします。

従って、申込金を受理することなく参加申込みを受け付けるのは旅行業者の任意ですが、結果的に旅行者が参加を取りやめたとしても、一切、取消料を請求することはできないということになります。

従って、本題は正しい内容ということになります。

日帰りのバスツアーなどでは、電話で参加申込みを受け付け、当日の出発時に旅行代金を収受するといったやり方があるようですが、これなども、参加取り止め、あるいは参加人員の減少に対して、一切、取消料を請求できませんので注意が必要です。

6 間違っています。

手配を代行させた者に対して、旅行業者が管理・監督を尽くしていたか否かは関係なく、手配代行者の行為については**自らの行為**として、旅行業者は旅行者に対して損害賠償の責めを 負わなくてはなりません。

《参考6》標準旅行業約款第27条第1項(旅行業者の責任)

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者(手配代行者)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その**損害を賠償する責**に任じます。

上記の通り、法律に特別の定めがある場合を除き、債務を履行するに当たって補助者(履行補助者)を使用することの問題はありません。ただ、その者の行為については<u>自らの行為と</u>して責任を負わなくてはならないということになります。

7 間違っています。

ポーターは、上記6でいうところの旅行業者の履行補助者には該当しませんので、ポーター の過失云々による損害は旅行業者の責任とはなりません。また、「ポーターの過失」は「損害 補償金を支払わない場合」の事由にいずれにも該当しないので、特別補償の対象となること になります。

従って、ポーターの過失が原因なので特別補償の対象とはならないというのは間違いで、特別補償規定に基づく携帯品損害補償金の支払いの対象となるということになります。

《参考7》特別補償規定第17条(補償金等を支払わない場合)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じたに損害に対しては、損害補償金を支払いません。

(1) ~ (12) (注) ここでは条文の記載事項は省略します。

8 正しい内容です。

旅行契約を解除したことによって当該旅行者に対して運送・宿泊機関等の取消料等が発生するときは、以下の約款の条文から<u>旅行者の負担</u>となります。

従って、本題は正しい内容ということになります。

《参考8-1》標準旅行業約款第18条第1項(1)(当社の解除権―旅行開始後の解除)

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集 型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

(1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。 すなわち、旅行の参加者は個人でありながら団体としてのメリットを享受するわけですから、一方で「団体行動をとる義務」を負っているわけです。旅行者自身がその義務を果たせない状況になった場合には、旅行サービスの提供がなされてもその受領ができないわけですから契約を継続させている意味がないことになります。旅行者は契約を解除されてもやむを得ないということになります。

《参考8-2》標準旅行業約款第18条第3項(当社の解除権―旅行開始後の解除)

前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

本条第1項の定める解除は旅行開始後に生じた事由に基づくもので、それまでは企画旅行は 円滑に進んでいたはずですから、旅行者がそれまでに提供を受けた旅行サービスについては、 旅行業者の債務の履行が完了したものとして扱い、将来における契約関係のみを消滅させて 旅行代金の精算をさせれば必要にして十分というわけです。

従って、旅行者が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る企画旅行契約部分については解除によって消滅することから、旅行者から支払いを受けている旅行代金のうち、その分にかかる旅行代金相当額を旅行者に払い戻す必要があるということになります。

ただ、この場合、旅行契約を解除したことによって当該旅行者に関して運送・宿泊機関等の 取消料等が発生するときは、<u>旅行者の負担</u>として差し引きますということも同条に明示され ているとおりです。

9 間違っています。

補償対象品の「**置き忘れ」**又は「**紛失」**は、損害補償金を支払わない旨明記されています。 従って、本題の場合は、置き忘れが原因であるため、携帯品損害補償金は支払われないということになり、間違っているということになります。

《参考9》特別補償規定第17条第1項(11)(損害補償金を支払わない場合)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- (1)~(10)(省略)
- (11) 補償対象品の置き忘れ又は紛失

10 間違っています。

契約成立後であっても、<u>旅行開始前</u>であれば、旅行者に理由を説明して契約を解除することができます。

従って、旅行契約成立後であっても、旅行開始前であれば当該旅行者との旅行契約を解除することができますので、本題はまちがいということになります。

《参考10》旅行業約款第17条第1項(1)(当社の解除権、旅行開始前の解除)

当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、**旅行開始前**に募集型企画旅行 契約を解除することがあります。

(1) 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

本来ならば、参加申し込みのあった段階で、断るべき旅行者についての事由が、あとで判明したときにその段階で参加を断れる(但し、旅行出発前)ように解除権を認めた条項です。

第2問(25点)

次の 1~5の各設問に対する答を、それぞれ指示に基づいて解答欄に記入しなさい。

- 1 募集型企画旅行における旅程保証についての次の記述で、正しく述べられているものには○、間違っているものには×を記入するとともに、誤っている理由を簡潔に記入しなさい。
 - ①旅程保証における変更補償金の支払いが必要となる契約内容の変更により、旅行の実施に要する費用が減少したときは、その減少額を旅行者に払い戻しすれば、旅行業者には旅程保証の責任は発生しないので変更補償金の支払いは不要となる。
 - ②変更補償金を支払った後に、当該変更について旅行業者の過失に基づく責任が発生することが明らかとなった場合には、旅行業者は先に支払った変更補償金に加え、損害賠償金も支払わなくてはならない。
 - ③ホテルの名称変更の場合は、一般的にその地域でグレードが高いといわれるホテルへの変更に対しては、旅程保証の対象として取り扱わないことになっている。
 - ④確定書面に記載した車窓からの見学箇所が時間の関係でルート変更したため見ることができなくなった場合、旅程保証が適用され変更補償金の支払いが必要となる。
 - ⑤旅程保証における変更補償金は、旅行者が所定の期間内に旅行業者に対して、契約内容に重要な変更が生じた旨を通知しなくても旅行業者は旅行者に支払わなくてはならない。
- 2 JR 旅客営業規則、モデル宿泊約款、国内旅客運送約款についての次の記述で、正しく述べられているものには○、間違っているものには×を記入しなさい。
 - ①宿泊客がホテルのフロントに預けずに客室内の金庫に保管していた貴重品の損害については、ホテルはホテルの故意又は過失が証明された場合を除き賠償の責任を負わない。
 - ②JR の自由席のみを利用する団体の場合、人員減に対して出札証明を受ける必要はなく、前日までに減員があった場合でも改札証明を受ければよい。
 - ③JR の規則によれば、普通団体、学生団体、訪日観光団体のいずれも、15人以上が同一行程で旅行する場合、団体として普通運賃及び料金がともに割引となる。

- ④手荷物及び旅客が装着する物品の価額の合計が15万円を超える場合には、旅客はその価額を航空会社に申告することができる。この場合には、当該旅客は従価料金として、申告価額の15万円を超える部分について1万円ごとに1000円を支払わなくてはならない。
- ⑤ホテル(旅館)は、宿泊客が置き忘れた手荷物の所有者が判明しないときは、発見日を含め1ヶ月間保管しなくてはならないが、その後は破棄してもよい。
- 3 次はいずれも日本の有名な温泉地を説明したものです。それぞれの 温泉地名を漢字 で記入しなさい。(かな書きは減点の対象とします。)
 - ①山陰地方を代表する名湯で、日本最古の歴史をもつといわれている温泉の1つ。宍道湖の南岸から2kmほど川沿いにさかのぼった山間に位置しているが、出雲大社や松江の観光には絶好の拠点となっている。
 - ②アルプスを代表する観光地でもある上高地に近い乗鞍岳東側中腹、標高 **1400**mの梓川の支流沿いに湧く江戸時代から知られている秘湯でもある名湯。石灰層を貫いて湧き出ている湯は白濁していることでも有名である。
 - ③下北半島のほぼ中央、霊場や仏ヶ浦など下北半島の観光拠点として格好の温泉地。付近は大畑川上流の渓谷にあり、日本三大美林といわれるヒバの原生林に囲まれ紅葉が 美しいことでも知られている。
 - ④歴史は古く8世紀の初め浄薫和尚が薬師如来からのお告げにより発見したと伝えられ、傷ついた鹿が傷を癒したという伝説から別名「鹿ノ湯」とも呼ばれていた。御在所岳の山麓の東側に位置する自然豊かで四季折々の景観に富んだ温泉。
 - ⑤この温泉郷がある地域は日本建国神話のふるさと。林田、丸尾、硫黄谷、新湯、湯之谷など8つの温泉からなり、いずれも標高 600mから 850m に位置し、雄大な自然とレジャー施設を楽しめる温泉地となっている。この温泉郷の見所となっている「丸尾の滝」は、林田や硫黄谷の温泉を集めて流れ落ちる珍しい温泉の滝として人気がある。

(2級用の選択肢)

ア湯ノ山温泉イ長島温泉ウ薬研温泉工酸ヶ湯温泉オ下呂温泉カ平湯温泉キ白骨温泉ク石和温泉ケ御生掛温泉コ黒川温泉サ霧島温泉シ皆生温泉ス城崎温泉セ夏油温泉ソ玉造温泉

	欠の郷土料理 さい。	はそれぞえ	れどの都道	道府県の郷	『土料理か	、最も適	当なものを記入で答え	えな
1	わっぱ飯(曲げわっし	ぱ)					
	ア 宮城県	イ	福島県	ウ	山形県	工	新潟県	
2	水沢うどん							
	ア 栃木県	イ	東京都	ウ	栃木県	工	群馬県	
3	卓袱(しっ	ぽく)料理	里					
	ア 佐賀県	イ	熊本県	ウ	長崎県	工	宮崎県	
4								
	ア岡山県		広島県	ウ	島根県	工	兵庫県	
5	ほうとう(. — /	長野県	ウ	山梨県	工	神奈川県	
	ア静岡県	1	女野県	9	山架県	<u></u>	仲宗川朱	
	欠の伝統工芸 えなさい。	品はそれ	ぞれどの者	™道府県の)伝統工芸	5品か、最	も適当なものを記号で	で答
	↓古本△ ↓ TT✓							
1	埴輪人形 ア 奈良県	1	大阪府	ウ	熊本県	工	宮崎県	
	/ 示以示	71	人的人们	<i>y</i>	RRAM		古叫乐	
2	南部鉄器							
	ア 高知県	イ	岩手県	ウ	福島県	工	鹿児島県	
3	春慶塗							
	ア 岐阜県	イ	愛知県	ウ	福井県	工	京都府	
4	結城紬							
(I)	小日ンダイル田							

出題の趣旨

⑤ はぎ焼

- ○旅行業界から強く求められている次の事項
 - 1. 旅行業約款における旅程保証についての添乗員にとって必要不可欠な知識

ア 千葉県 イ 栃木県 ウ 茨城県 エ 埼玉県

ア 島根県 イ 広島県 ウ 愛媛県 エ 山口県

2. 観光地理を中心とした旅行業務(添乗業務)に必須の知識等を持ち、かつそれらの理解力を十分身に付けているか。

解答

701 F	- '					
	番号	1	2	3	4	(5)
1	答	×	×	×	×	0
	番号	1	2	3	4	(5)
2	答	0	0	×	×	×
	番号	1)	2	3	4	(5)
3	温泉地名	玉造温泉	白骨温泉	薬研温泉	湯ノ山温泉	霧島温泉
	番号	1)	2	3	4	(5)
4	答	1	工	ウ	ア	ウ
	番号	1)	2	3	4	(5)
5	答	Н	7	ア	ウ	工

- (注1) 1の出題における誤っている理由は後記の解説の箇所に記載。
- (注2) 3の出題について、2級は選択肢から選ぶ問題として出題。

解説

1について

- ○この問題は国内、総合共通問題として出題しています。
- ○募集型企画旅行における標準旅行業約款のうち、添乗員が特に理解しておかなくてはならない旅程保証についての理解度を問う問題でしたが、正しい理解力を身に付けている方は残念ながら少なかったように思われます。
- ○約款の旅程保証という言葉は知っていても、約款の趣旨及び実際の添乗現場での具体的な適用例については、解答を見る限り十分理解できていない受験者が今回も多かったように感じられました。
- ○旅程保証と債務不履行(変更補償金と損害賠償金)の明確な区別を理解していない添乗員が 依然として多いようです。お客様の権利意識がますます高まっている昨今での業務遂行に不 安を感じざるを得ません。

すなわち、日程表に記載されている事項と異なった場合はすべて旅程保証が適用されると思い込んでいる添乗員が1級、2級問わず非常に多かったように思われます。今一度、旅程保証で変更補償金を支払う場合と債務不履行で損害賠償金を支払う場合の違いを学習しておいて欲しいと思います。

- ○旅程保証の本来的な意味を正確に理解しておいて欲しいと思います。後記補足欄に「旅程保証及び、債務不履行に関する基本的な事項」を記しておきましたので今一度眼を通して頂ければと思います。
- ○この問題で5問全問正解者は国内の1級、2級ともに0、総合の1級で1名、2級で1名。 反対に全問不正解者は国内の1級で4名、2級で2名、総合1級で0名、総合2級で2名と いう結果でした。
- ○①⑤は正解者が多く、②④の不正解者が非常に多かった様です。
- ○それぞれ以下の解説(正誤の理由を含めて)を参考にして頂きたいと思います。

①述べられた内容は間違っています。(旅行業約款第14条第1、3項を参照してください。) 契約内容の変更にともない旅行の実施に要する費用が減少したときは、減少額を旅行者に払い戻ししなくてはなりません。この払い戻しを行うことと旅程保証責任とは関係ありません。 すなわち、減少額を払い戻ししたからといって、旅程保証の責任が消滅し、変更補償金の支払いが不要となることはありません。

本条第1項に基づく変更補償金は旅行者の損害の補填を直接の目的とするものではなく、旅程保証という約定により支払い義務を負う金員であることから、その支払い義務には消長はありません。

なお、出題文中2行目に、校正ミスによる誤植(被用→正しくは費用)がありました。受験者の皆様には大変ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。

②述べられた内容は間違っています。(旅行業約款第29条第3項を参照してください。)

旅行業者が損害賠償金を支払うこととなったときは、変更補償金は支払いません。変更補償金と損害賠償金とを重複して支払うことはなく、どちらか大きい方(基本的には損害賠償金の方が大きいと思われます)の金額が限度となります。

すなわち、変更補償金を支払った後になって、旅行業者に過失があることが明らかになったときは、旅行者は既に支払われた変更補償金を旅行業者に返還しなくてはなりません。この場合、実務的には旅行業者が損害賠償債務を負っていることから、変更補償金返還債務との間で相殺処理して、支払うべき損害賠償金の額から、返還されるべき変更補償金の額を差し引いた残額を支払うことになります。

③述べられた内容は間違っています。(旅行業約款第29条第1項関係 別表第2の7を参照してください。)

宿泊施設のランクは、その個々の宿泊施設がもつ建物自体の設備、立地条件、景観、機能性、格式、安全性、知名度、付帯サービス等につき、各旅行会社が独自の判断・基準により決められているものであり、必ずしも旅行会社間でその統一性はありません。また、その判断基準は比較的容易なハード面によるものではなく、どちらかといえば当該旅行会社個々の主観によるものであることが強いこともあります。

さらに、旅程保証で目指すことの一つに、契約書面や確定書面に記載した限り記載した内容についてはより一層の確実な手配を行い、万難を配し、変更の発生を防止することにあります。従って、旅行サービスの中で極めて重要度の高いと思われる宿泊施設の名称に限っては、たとえ、一般的にグレードが高いと見なされる宿泊施設への変更となっても、契約書面、確定書面で保証したことが結果的に守れなかったことに対する約束違反として、旅程保証の対象としてとり扱うことになっています。

④述べられた内容は間違っています。(旅行業約款第29条の各項を参照してください。) 約款により、旅程保証の対象となり、変更補償金の支払いが必要となるのは、あくまで入場 する観光地又は観光施設であって、契約書面に記載があるからといっても車窓からの見学個 所が見られなかったことに対しては旅程保証の対象外ということになります。従って、変更 補償金の支払いは不要となります。 ただし、旅行業者が約束をした(確定書面に記載した)事項を守らなかったという旅行業者 の債務不履行に伴う損害賠償金の支払いへと問題が発展することが考えられますが、これは 旅程保証とは別問題ということになります。

- *「入場する観光地又は観光施設」とは、入場しなければ目的が達せられないもの(例えば 絵画を見るための美術館等)をいいます。
- *「入場」とは、入場料を取らない場合も入場となり得ます。またバス等から下車しなくて も入場となり得ます。サファリパーク等でバスに乗ったまま回る場合も入場となります。
- ⑤正しく述べられています。(旅行業約款第29条第1項を参照してください。)

変更補償金の支払いは、**旅行者からの請求がなくても**、旅行終了日の翌日から起算して **30** 日以内に行わなければなりません。

旅行業者は、主催者として旅行の実施状況を把握し、変更補償金の支払い対象となる重要な変更が生じたときには、旅行者からの請求を待つことなく旅行参加者全員に対して、変更補償金の支払いを行わなければなりません。

旅程保証制度は、万一、旅程の変更があった場合に旅行者に対する公平透明な補償を行う制度です。これは、「旅程の変更」に対する旅行者への補償の仕方及び、補償金額はややもすれば「声の大きい」旅行者のみが補償され、何も言わなかった旅行者には何の補償もしないという不公平かつ不透明な解決の仕方がなされていたものを、旅行業者が契約書面、確定書面において約束した旅程につき、一定の範囲で旅程通りに旅行サービス提供機関による旅行サービスの提供が受けられることを保証し、万一、受けられないときは、旅行代金の一定率の変更補償金を支払うことを約束したものです。これにより、旅程の変更に対して旅行業者が補償すべき場合と補償金の額が明確になったことから、すべての旅行者に対して公平かつ透明な補償が可能となったことになります。

補足

○企画旅行実施の際に発生するトラブルの対応方を考える場合には、「**旅程保証**」と「**契約不履 行**」の違いを正しく理解していることが必要となりますので、ここで両者について少々詳しく 記しておきます。

1.「旅程保証」での変更補償金

- (1) 旅程保証とは、旅行日程、旅行サービス等の変更を余儀なくされた場合で、
 - ①旅行業者に明らかに故意又は過失がない。
 - ②契約書面(募集パンフレット等)に記載された契約内容と確定書面(最終日程表等)に記載された契約内容との間、又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた。
 - ③当該変更が重要なものである。(詳細は、下記《参考2》に記載)
 - ④その原因が一定の免責事由に該当しない。 の場合に、すべての企画旅行に対して適用されます。
- (2) 旅程保証とは、具体的には「変更補償金」を支払うことです。
- (3) 企画旅行業者に故意・過失があった場合に負う「損害賠償責任」とはまったく別のもので、

企画旅行業者が営業政策上支払う「見舞金」「解決金」とも性格を異にするものです。

- (4)「重要な変更」は、「契約書面」と「確定書面」、「確定書面」と「実際に提供されたサービス」の差から生じるため、添乗員は「契約書面」あるいは契約書面として使われる「募集パンフレット」や「最終案内書・旅のしおり」等への記載内容には常に気を配り旅程管理に注意を払う必要があります。
 - (例)「契約書面」→「確定書面」→「実際に提供された宿泊機関のサービス」の流れの検証 (*変更の原因は、旅行業者に故意・過失はなく何れも宿泊機関の過剰予約とします。)

契約書面の記載内容	確定書面で特 定したホテル	実際に利用したホテル	旅程保証の 要否	変更件数
		A ホテル	不要	0件
	A ホテル	<u>B</u> ホテル	要	1件
A += 1		D ホテル	要	1件
A ホテル、 又は B ホテル		Cホテル	要	1件
Z(a B W / /v	Cホテル	<u>A</u> ホテル	要	2件
	<u>C M / ///</u>	B ホテル	要	2件
		<u>D</u> ホテル	要	2件

(5) 天災地変等不可抗力(約款29条第1項(1)イ~ト)の事由により、お客さまに明らかに「重要な変更」が発生した場合には、旅程保証の対象にはなりません。

但し、いわゆるオーバーブッキング、オーバーフローによる座席、部屋等の不足は、企画 旅行業者に故意・過失のある場合(この場合は損害賠償責任の対象となることは前に述べ たとおりです)を除いて、原因の如何を問わず旅程保証の対象となります。

《参考1》標準旅行業約款第29条第1項(旅程保証)

当社は、別表第2左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿 泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座 席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます。)を除きます。)が 生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了 日の翌日から起算して30日以内に支払います。

但し、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

- (1) 次に掲げる事由による変更
 - イ 天災地変 ロ 戦乱 ハ 暴動 ニ 官公署の命令
 - ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - へ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ト 参加旅行者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- (2) 以下省略

《参考2》標準旅行業約款第29条第1項関係(別表第2 変更補償金)

	変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたり	の率 (%)
	ZZIII IX ZZ Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z		旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(含むレストラン) その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い 料金のものへの変更 (かっこ書き部分省略)	1.0	2.0
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅 行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行 便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観そ の他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中 に記載のあった事項の変更	2.5	5.0

- (注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- (注4) 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注2)、(注3)、(注5)、(注6) は省略します。

*なお、旅程保証の対象外であっても、お客様との間に契約違反等が発生している場合は、 クレームの対象となり、前に述べたように債務不履行として損害賠償金支払いに発展する ことは必至でありますが、これは旅程保証の問題とは別のことということになります。 旅程保証に関してはまだまだ添乗員の皆さんの中に誤解している方、正しい理解をしていない 方が多いようですので、変更補償金の支払いが必要な場合を次のような表にしてみましたので 参照して頂ければと思います。

別表第2に記載の	考え方	対応方法	
旅行者に原因がある場合 (遅刻、旅行者の意思で	旅行者の責任	変更補償金も 損害賠償金も 支払わない	
旅行業者に原因がある場 (手配不能、手配ミス、が 部屋のコントロールミス	契約不履行	損害賠償金の支払い	
	天災地変、官公署の命令、 サービス提供機関側の原因 等、旅行業者が関与し得な い事由が原因で、オーバー フロー状況が発生していな いとき	免責	変更補償金も 損害賠償金も 支払わない
旅行者、旅行業者どちらの原因でもない場合	旅行業者が関与し得ない事由が原因だが、オーバーフロー状況が発生しているとき (サービス提供機関のオーバーブック、機材変更、ホテルの一部休館等)	旅程保証	変更補償金の 支払い

2.「債務不履行」での損害賠償金

契約に基づく義務を果たすことを「債務を履行する」といい、契約にある債務を旅行会社 の故意・過失によって義務をきちんと果たさないことを「債務不履行」といいます。

債務不履行の場合には、相手方に損害賠償金を支払わなければならないことになります。

- *故意:自分の行為が損害を与えるであろうことを認識していることをいいます。
- *過失:注意を怠ること、自分の行為が損害を与えるであろうことを気づくべきであるのに、 必要な知識を欠いていたり、不注意のため気づかないことをいいます。

なお、注意を著しく怠った場合を「重大な過失」(重過失)といいます。

債務不履行の場合には、債権者は次のような措置をとることができます。

(1) 履行の督促:

期日が過ぎてもなお履行することに意味があるときは履行を督促します。

(2) 代物弁済の請求:

本来の債務の履行に代えて、他の給付をすることを代物弁済といいます。代物弁済が本来の給付に足りないときは何らかの補償を求めることができます。

(3) 損害賠償の請求:

債権者は相手方の債務不履行によって被る損害の賠償を求めることができます。 この場合、賠償の対象となるのは損害のどこまでの範囲かという問題がありますが、民 法では債務の不履行と「相当因果関係のある範囲の損害」としています。 但し、債務の不履行があっても損害賠償を請求できない場合があります。債務の不履行 が不可抗力による場合で、債務者に責任が無い場合です。

(4) 契約の解除:

債務の不履行が債務者の責に起因するときは、債権者は契約を解除することが出来ます。 契約を解除するということは、「契約がなかったと同じ状態にする。」ということです。 実際に旅行が開始されてから旅行を継続することが困難となった場合は、その時点で旅 行契約を解除することが必要となります。

3.「不法行為責任」「債務不履行責任」「旅程保証責任」について

企画旅行実施の際に発生するトラブルの対応方を考える際には、この3つの違いを理解していることが必要となります。

下記に簡単に整理して表にしておきましたので参考にしてください。

*不法行為責任、債務不履行責任、旅程保証責任の主な特徴

	ı		T
	不法行為責任	債務不履行責任	旅程保証責任
責 任	損害賠償金支払い	損害賠償金支払い	変更補償金支払い
お客様との 契約関係	なし	あり	あり
故意・過失	故意又は過失あり	故意又は過失あり	なし
法 律	民法	民法	旅行業約款
備考	故意・過失により他の 人に損害を与えた場 合に生じる責任。	契約にある債務を旅行会社の故意・過失により履行しなかった場合に生じる責任。	過剰予約などで契約書 面、確定書面に記載され た旅行サービス提供機関 等に変更が生じた場合に 補償金を支払う制度。

(注) 大まかな違いを理解するための区分けです。詳細は、法令、約款等で確認してください。

2について

- ○旅行業約款以外で、JRの旅客営業規則、モデル宿泊約款、国内旅客運送約款の中から特に 添乗員にとって知っておいて欲しい条文を選んでみました。
- ○この問題については多くの皆さんが満点近い点を取るものと期待していたのですが、結果は 下記の通りです。

5問すべて正解だった方は1級で1名、2級で3名でした

- ○③を正しい(誤りです)とした解答が目立ちました。
- ○それぞれの解説(正誤の理由)を下記に記しておきます。
- ①正しく述べられています。(モデル宿泊約款第15条第2項)

宿泊客がフロントに預けずに客室(客室内の金庫を含む)等に持ち込んだ物品又は現金並び に貴重品についての滅失、毀損等の損害については、**ホテルの故意又は過失**が立証された場 合にのみホテルはその損害を賠償するとしています。

従って、本事例は正しいということになります。

なお、宿泊客がフロントに預けた物品又は現金並びに貴重品については、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、**不可抗力**である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。と約款には明示されていますので、お客様への案内等に際しては注意が必要と思われます。

②正しく述べられています。(JR旅客営業規則第273条第2項)

出札証明を受けることによって、払い戻しが可能なのは、運賃と**料金**(特急料金、グリーン料金、寝台料金、座席指定席料金など)です。従って、自由席利用の場合は、出札証明は不要ということになります。

従って、本事例は正しいということになります。

但し、出札証明は1度の手続きで済みますが、改札証明は改札口通過時すべての箇所で手続きが必要となります。

JRを利用するツアーの添乗員にとって、「出札証明」「改札証明」についての業務知識は最重要事項の一つですので、正しい理解の取得をお願いいたします。

- ③述べられた内容は間違っています。(JR旅客営業規則第43条第2項、同第111条) JRの旅客営業規則には下記の通り明示されています。
 - **8名以上**の旅客が同一行程で旅行される場合、団体として**普通旅客運賃が割引**なること。 団体の種類としては、**普通団体、学生団体、訪日観光団体**があること。

従って、本事例は「15 以上」「普通運賃及び料金がともに割引」という箇所が間違っている ということになります。

④述べられた内容は間違っています。(国内旅客運送約款(日本航空))第41条

手荷物及び旅客が装着する物品の価額の合計が 15 万円を超える場合には、旅客はその価額を申告することができます。この場合には、会社は、従価料金として、申告価額の 15 万円を超える部分について1万円ごとに 10 円を申し受けます。

従って、本事例は、「1万円ごとに 1000 円を支払わなくてはならない」という部分が間違っているということになります。

⑤述べられた内容は間違っています。(モデル宿泊約款第16条第2項)

宿泊客の手荷物等がホテル(旅館)に置き忘れられていた場合、ホテル(旅館)は発見日を含めて**7日間**保管し、その後は最寄りの**警察署に届けます。**と記載されていますので、本事例の場合、「1ヶ月間保管しその後は破棄してもよい。」という部分が間違っているということになります。

3について

- ○企画旅行の宿泊地として比較的良く新聞や募集パンフレットにも載っていることの多い日本 の温泉地の特色・特徴から温泉地名を解答する問題として出題したものです。
- ○1級におけるこの問題は、解答は「漢字で」と指定していますので、かな書きは減点とさせ て頂きました。同様に誤字も減点としました。
- ○2級は温泉地名を選択肢の中から選ぶ問題として出題しました。
- ○正解率は例年に比べて比較的良かったように思いますが、①の玉造温泉を皆生温泉又三朝温泉、②の白骨温泉を平湯温泉、下呂温泉、③の薬研温泉を酸ヶ湯温泉、後生掛温泉、④の湯ノ山温泉を長島温泉、鈴鹿温泉、⑤の霧島温泉を雲仙温泉又は由布院温泉あるいは黒川温泉とした解答が目立ちました。
- ○今回は減点しませんでしたが、1級の設問は、温泉地名を求めているのですから、試験の解答としては、「○○温泉」というように「温泉」まできちんと書くべきでしょう。
- ○ちなみにこの問題での全問正解者は、1級で0名、2級で3名。逆に全問不正解者は1級で2名、2級で1名でした。
- ○出題した温泉地の他にも、宿泊地として取り入れられている温泉地は数多くあります。募集 パンフレット等で目にするような温泉地については、それがどこにあるのかを含め、温泉地 の特徴等日頃から頭に入れておくぐらいの研究心があってもプロの添乗員としては当然の ことと思うのですが。「行ったことがないから知らない、わからない」というのでは、プロ の添乗員としていかがなものかと思います。
- ○出題されているそれぞれの温泉地について、解答に際しての考え方を補足説明しておきます。
- ①玉造(たまつくり)温泉(島根県)が正解です。

「山陰地方」、「宍道湖の湖岸から2km」、「出雲大社」の語句がヒントになります。

- ②白骨(しらほね)温泉(長野県)が正解です。
 - 「上高地に近い」、「梓川の支流沿い」、「湯は白濁」の語句がヒントになります。
- ③薬研(やげん)温泉(青森県)が正解です。

「下北半島のほぼ中央」、「大畑川上流の渓谷」、「ヒバの原生林」の語句がヒントになります。 ⑬湯ノ山(ゆのやま)温泉(三重県)が正解です。

「別名鹿ノ湯」、「御在所岳の山麓の東側」、「四季折々の景観」の語句がヒントになります。 ⑩霧島(きりしま)温泉(鹿児島県)が正解です。

「日本建国神話のふるさと」、「林田、硫黄谷・・・」、「丸尾の滝」の語句がヒントになります。

《参考3》日本の温泉地の豆知識

(1) 温泉地が日本一多い都道府県は?

温泉地が日本一多い都道府県は北海道で 244。環境省の平成 23 年版環境統計集のデー

ターによれば、平成 23 年度で 3108 とされています。温泉地とは宿泊設備を備えている温泉場のことで、日帰り施設のみの場所は含みません。よって、1 件宿も1 温泉地としてカウントされます。2 位は長野県で 225、3 位は新潟県で 153、4 位は青森県で 138。一方、温泉地の少ないベスト3 は、1 位沖縄県、2 位が鳥取県、3 位が埼玉県ということのようです。

(2) 源泉数が日本一多い都道府県は?

1位は大分県で **4,471** ヵ所、2位は鹿児島県で **2,785** ヵ所、 3位は静岡県 **2,285** ヵ所、 4位は北海道で **2,248** ヵ所、5位は熊本県で **1,368** ヵ所。全国で **27,531** ヵ所ということのようです。(上記(1)におけるデーターによる)

上記数字は、現在利用中のもの17,809ヵ所、未利用のも9,722ヵ所の合算数です。

(3) 日本一湧出量が多い温泉地は?

日本一湧出量の多い温泉地は大分県の別府温泉で、2位も大分県の由布院温泉といわれています。

湧出量とは、1分間に源泉から採取できる湯量のことで、自然に湧き出る量、掘削した量、ポンプなどで汲み上げている量の全てを合計したものを示しています。ちなみに自然湧出量が一番多いのは、群馬県の草津温泉のようです。

(4) 日本で最も古い温泉は?

いろいろと諸説がありますが、日本最古の温泉といわれているのは、一般的に日本三古 湯として紹介されている、愛媛県の道後温泉、兵庫県の有馬温泉、和歌山県の白浜温泉 を指すことが多いようです。これは、風土記、日本書紀といった書物にこの3つの温泉 地が登場しているからです。

- ・道後温泉:周辺の地層から約 3000 年前の縄文中期の土器類が発見されていることもあって、かなりの歴史をもつとされる日本最古の温泉の一つで、古来より名湯として知られています。聖徳太子、一遍上人、小林一茶など多くの歴史上の人物が訪れたほか、夏目漱石の小説「坊ちゃん」の舞台になったことでも有名です。
- ・有馬温泉:阪神の奥座敷、六甲山と愛宕山の麓に湯煙を上げる温泉。

その歴史は古く、「日本書紀」に舒明天皇がこの地を訪れたと記述され、 奈良時代には行基がここの温泉を使って疾病治癒を始めたと伝えられてい ます。また豊臣秀吉をはじめ、時の権力者や著名人が数多く訪れているこ とでも有名です。

温泉の泉質を決める代表的な成分のうち、硫黄泉、酸性泉以外の成分がほとんど含まれている珍しい湯質をもっている温泉地として知られています。

・白浜温泉: 斉明天皇や天智天皇をはじめ多くの官人が行幸したといわれる歴史ある名 湯。太平洋に突き出した半島先端の海辺に湧いた湯は万葉の時代から人々 に親しまれ、1300 年余りもの伝統を誇っています。

> 現在はリゾート気分満載のレジャー温泉地として毎年**300**万人以上の観光 客がこの地を訪れているようです。

- (5)・高所日本一にある温泉:富山県みくりが池温泉(2430m)
 - ・酸性泉日本一の温泉:秋田県玉川温泉 (PH1.2)

・アルカリ性泉日本一の温泉:埼玉県都幾川(ときがわ)温泉(PH11.3)

(6) 東西南北最端の温泉

・最北端:稚内温泉 北海道 ・最南端:西表温泉 沖縄県 ・最東端:羅臼温泉 北海道 ・最西端:田ノ浦温泉 長崎県

(7) ところで温泉とは? (過去の解説書でも触れていますが)

添乗員の知識として次のことぐらいは知っておくことも大切なことではないでしょうか。 温泉法では、かなり広い意味で次のように定義されています。

「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、その他のガス(炭水化物を主成分とする天然ガスを除く)で、温泉源から採取されるときの温度が25℃以上か、硫黄、ナトリウム、カルシウム、ラドンなど温泉法で定められた物質が一種類以上かつ、規定量以上含まれているもの。」

すなわち、温度が 25℃以上あれば含まれる成分の有無は関係なく「温泉」の指定を受けることができ、一方、含まれる成分のうち 1 種類以上が基準を満たしていれば気温以下の冷たい水であっても「温泉」ということになります。

温泉は温度や化学成分などさまざまな側面から分類され、硫黄泉、食塩泉、放射能泉など 11 種類に大別され、源泉としては、全国で約2万8千以上あると言われています。

4について

- ○日本の郷土料理についての出題です。募集型企画旅行に参加のお客様へツアー中の食事として提供されることも多いと思われる郷土料理については、いろいろと話題にのぼることも多いのではと思います。日本の代表的な郷土料理については、どの地域でどのような料理なのかのも含めてある程度は知っておいて欲しいと思います。
- ○郷土料理とは、ある地方特有の素材や調理法を用いた料理のことで、この方法を「土産土法」ともいいます。現在では「江戸前ずし」「京都の湯豆腐」「福岡の水炊き」などのように郷土料理の枠を超えて「全国区」となったものも少なくありませんが、やはりその土地の特産物をその土地の調理法に基づいて食すのが郷土料理の醍醐味でしょう。ということで、郷土料理がツアーの売りとなっているものも少なくないようです。
- ○出題文中②の「水沢うどん」の選択肢中に栃木県がアとウの両方に記載されているという校正ミスがありました。受験者の皆様には大変ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。正解は栃木県ではないため、採点には反映させないことにしました。
- ○この問題での全問正解者は、1級で5名、2級で8名。ほとんどの人が半分以上の点数を得ていたようです。
- ○不正解が特に目立ったものは、①のわっぱ飯と④のバラ寿司でした。
- ○出題した郷土料理以外で知っておいて欲しいものに以下のものがあります。
 - ・石狩鍋、三平汁、ジンギスカン鍋(北海道)、 ・わんこそば(岩手県)、 ・きりたんぽ、しょっつる鍋(秋田県)、 ・ホタルイカ(富山県)、 ・治部煮(新潟県)、 ・深川めし(東京都)、 ・きしめん(愛知県)、 鮒すし(滋賀県)、 ・湯豆腐(京都府)、 ・まかり(岡山県)、 ・讃岐うどん(香川県)、 ・皿鉢料理(高知県)、 ・卓袱料理、皿

- うどん(長崎県)、 ・ムツゴロウ(佐賀県)、 ・ラフティ、チャンプルー(沖縄県)、等。 ○出題した料理について、それぞれの特徴を記しておきます。
 - ①わっぱ飯(福島県):福島県の奥会津桧枝岐村地域で古くから使われている「曲げ輪箱(わっぱ)」という杉や桐製の丸い器にご飯や地元のさまざまな食材を詰めて食されていたことが「わっぱ飯」の由来となっているようです。
 - ②水沢うどん(群馬県): 群馬県渋川市伊香保町水沢付近で 400 年以上の歴史をもつ名物料理となっているうどん。麺はこしと弾力に富み、ところどころ透き通ってつるつるとした白い麺で、秋田の稲庭うどん、香川の讃岐うどんと並び日本三大うどんの1つに挙げられています。
 - ③卓袱(しっぽく)料理(長崎県):長崎の郷土料理で、1つの円卓を囲んで大皿に盛られた料理を各自が取り分けて食べる中国の食事様式を取り入れたもの。和食、中華、洋食の要素が互いに交じり合っていることから和華蘭(わからん)料理とも評されています。
 - ④バラ寿司:(岡山県):細かく切った魚介類、野菜などの具を酢めしに混ぜ、彩りにショウガ、金糸玉子で飾り、具にはさらに、干ししいたけ、かんぴょう、海老、穴子等がよく用いられています。
 - 質素倹約を奨励し、庶民の贅沢をたびたび禁じた岡山藩主が、汁物以外に副食を一品に制限する「一汁一菜」を布告したことが、岡山名物のバラ寿司が生まれた背景となっているようです。やむなく庶民たちはたくさんの魚や野菜を混ぜ込んだ寿司飯を「一菜」として、それに汁物を添えて体裁を「一汁一菜」としたのが発祥とか。
 - ⑤ほうとう(麺):(山梨県):山梨県を中心とした地域で作られている郷土料理。かぼちゃや ねぎ、ジャガイモ、大根、白菜などの野菜や肉をたくさん入れ、幅の広い麺を生の まま味噌で煮込んだ山梨独特の料理。武田信玄が陣中食としたという説も。

5について

- ○日本の伝統工芸品に焦点をあてた問題です。日本の伝統工芸品もツアー中にお客様からお土 産購入の際に訊かれることも多いのではないでしょうか。正確に返答ができる、また、知っ ているのと知らないのとでは、お客様の添乗員を見る目も大きく変わってくることでしょう から。
- ○伝統工芸品とは、長い年月に培われてきた生活必需品のうち、装飾性が加えられた物品をいいます。職人芸といわれる各地の伝統工芸品は、知恵と美意識に磨きをかけた大衆伝統文化の結晶であり、日本が世界に誇れるものといっても過言ではないでしょう。例としては、陶磁器、漆器、染織、南部鉄器、鳴子こけし、樺細工、将棋駒、三春駒、水晶細工、美濃和紙、博多人形等々。
- ○それぞれがどこの代表的な工芸品なのかなど、ある程度は知っておいて欲しいということで 出題したものです。
- ○この問題での全問正解者は、1級で2名、2級で2名。1級、2級とも半数以上の人が8割以上の点数を得ていました。
- ○不正解が特に多かったものは、①の埴輪人形で奈良県に、④の結城紬を栃木県としたものが 目立ちました。
- ○出題した伝統工芸品について、それぞれの特徴を記しておきます。

- ①埴輪人形(宮崎県):埴輪は古代日本で動物や人、物をかたどって作られた素焼きの土器。 現代では日本最大の西都原古墳群がある宮崎ならではのお土産として、実物大の置物からミニサイズのものまで多くの種類が作られ根強い人気を誇っています。
- ②南部鉄器(岩手県): 江戸時代に茶の湯釜、鉄瓶を中心に盛岡で発達したもの。昔ながらの伝統的技術・技法を受けついで茶の湯釜、鉄瓶などを現在も作り続けています。「質実剛健、丈夫で長持ち」これが南部鉄器のイメージのようです。
- ③春慶塗(岐阜県): 国内で春慶塗という名の漆器は、岐阜県の飛騨春慶、秋田県の能代春慶、 茨城県の栗野春慶等がありこの3つを「日本三大春慶塗」といっています。 板を立体的に仕上げる曲げの技法が優れています。他の漆器と異なり天然の木目の 美しさをそのまま活かし、透き漆と呼ばれる透明の漆が用いられています。下地の 色は黄色、紅が用いられ、完成時の色味を変え、また軽くて丈夫ともいわれていま す。盆、菓子箱、重箱、茶碗、家具、仏壇などが多く作られているようです。
- ④結城紬(茨城県): 茨城県結城市地方で産出される絹織物。縦糸、横糸ともに紬糸で織り、地質は堅牢。江戸時代から農家の副業として発達。本来は上質の真綿の手紬糸を平織りにするもので、紬の最高級とされています。1956年重要無形文化財に指定。
- ⑤萩焼(山口県):山口県萩市の一帯で焼かれる陶器。古くは「一楽二萩三唐津」と謳われるほど茶人好みの器を焼いてきたことで広く知られています。 長年使い込むと、そこにお茶やお酒が浸透し、器表面の色が適度に変化し、枯れた味わいを見せるとか。素地の色を生かすため模様は地味ですが根強いファンも多い

といわれています。

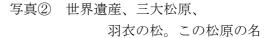
第3問(10点)

次の①~⑤の写真はいずれも日本各地の有名な観光地を写したものです。それぞれ指定さ れたものの名称、およびその所在地(都道府県名)を解答欄に記入しなさい。

写真① 日向灘、海辺の断崖。 洞窟に祀られたこの神宮の名



写真③ 松尾芭蕉、正式名称は立石寺。 写真④ 世界遺産、落差日本一、 閑かさや・・・。この寺の通称名

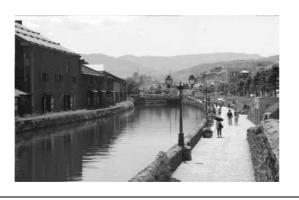




三名瀑。この滝の名



写真⑤ 石造り倉庫群、ガス灯、運河、 裕次郎記念館。この都市の名





出題の趣旨

○旅行会社の募集パンフレット、新聞・テレビ等で頻繁に目にする観光地、観光スポットなどの ビジュアルな面に対しても業務知識として身に付けているか。

解答

	1	2	3	4	5
名 称	鵜戸神宮	三保の松原	山 寺	那智の滝	小樽市
都道府県名	宮崎県	静岡県	山形県	和歌山県	北海道

解説

- ○写真を見て (ヒントも合わせて) 指定された観光地の名称を解答する問題です。
- ○今回はかなり見慣れた観光地だったせいもあってか、出来は大変良かったように思います。 日本各地の観光スポットの中でも、出題した写真の5ヶ所はいずれも旅行会社の募集パンフレットや観光ポスター等に必ずといってよいほど載っている有名なものばかりであったため、皆さんにとっては易しすぎたのかもしれません。
- ○配点は名称と所在地(都道府県名)ともに正解で2点、名称のみ正解の場合は1点、名称が正解でない場合は得点はありません。ということで、満点の方は1級で5名、2級で3名ほどの方々でした。この問題の平均得点は(10点満点中)1級:7.7、2級:7.4。
- ○①の鵜戸神宮を青島神社、④の那智の滝を華厳の滝、称名の滝とした解答が目立ちました。
- ○過去にも何件か見受けられましたが、今回もひらがなでの解答が少数ではありますが目につきました。観光スポットの固有名詞や都道府県名ぐらいは漢字で書いて欲しいと思います。また、今回は正解にしましたが、設問には「都道府県名を」と問われていますので、例えば「宮崎」ではなく、「宮崎県」と最後まできちんと書くべきでしょう。
- ○参考までにそれぞれ観光スポットの概略を記しておきます。

① 鵜戸神宮(宮崎県)

九州は日向灘に面した断崖の中腹、東西約 40m、南北約 30m、高さ 8.5m の岩窟(海食洞) 内に本殿が鎮座し、参拝するには崖に沿って作られた石段を降りる必要があり、神社として は珍しい「下り宮」のかたちになっています。

「うど」は空(うつ)、洞(うろ)に通じる呼称で、内部が空洞になった場所を意味し、祭神名の「鸙鷉(う)」が鵜を意味するのに因んで、「鵜戸」の字を充てているようです。

平安時代以来、海中に聳える奇岩怪礁とも相俟って、修験道の一大道場として、「西の高野山」とも呼ばれる両部神道の霊地として栄えたところでもあります。

当神宮はまた「鵜戸さん」と愛称され、国定公園日南海岸の風光明媚な所、自然の神秘な洞窟の中に、朱塗りの色鮮やかな本殿が鎮座し、強烈な太陽の下、おりなす奇岩怪礁、紺碧の海、波状岩に砕ける白波と、自然の景勝につつまれたロードパーク日南海岸の中心地にお鎮りになっていて、全国津々浦々からここを訪れる参拝者は絶えることなく続いているようです。

②三保の松原 (静岡県)

静岡市の三保半島に広がる景勝地。駿河湾に延びる約7キロの海岸線に5万本以上の松が生

い茂り、平安時代から富士山を望む景勝地として知られています。日本三大松原、日本新三景の一つ。「羽衣伝説」で、天女が衣を掛けたといわれる羽衣の松などが人々の目を楽しませてくれています。万葉集以降、多くの和歌の題材となり、浮世絵や日本画などにも描かれてきました。昨年(2013年6月)、皆さんもご存知のように、ユネスコの世界文化遺産「富士山・信仰の対象と芸術の源泉」の構成要素に登録されました。

*日本三大松原:三保の松原(静岡県)、気比の松原(福井県)、虹ノ松原(佐賀県)

*日本新三景:大沼(北海道)、三保の松原(静岡県)、耶馬溪(大分県)

③山寺(山形県)

松尾芭蕉が『奥の細道』で「閑さや岩にしみ入る蝉の声」という句を詠んだ有名な名所で全国でも知名度の高い観光スポット。山寺とは愛称であり、『宝珠山立石寺』というのが正式名。平安時代前期、第56代清和天皇の命により、比叡山・天台宗の高僧の慈覚大師により開山された霊場。大仏殿のある奥の院までは、石階段が1015段あり、山寺の頂上に到着するまでに約30~40分ほど時間がかかります。

写真の断崖絶壁に建っている納経堂(中央奥)は写経を納めている所で、山内ではもっとも古い建物で県指定文化財です。その右手の納経堂の方は、昭和 62 年に解体修理を行われたようです。納経堂の真下は入定窟(にゅうじょうくつ)という岩石ですがそこには慈覚大師の遺骨が、棺に納められて眠っています。

④那智の滝(和歌山県)

那智川に懸かる「那智の滝」は那智大社の信仰の起源で、太古から神として崇められ、飛瀧神社のご神体とされています。原生林が繁茂する山中には、総称〈那智四十八滝〉があり、一般に那智の滝といえばこのうち一ノ滝のことで、「那智大滝」「御滝」「三筋の滝」とも呼ばれ多くの異名を持っています。

那智山中の清らかな水を集めて毎秒 1 トンの水が幅 13m、高さ 133mから直瀑となって流れ落ちる光景は絶景で日本三名瀑/神瀑にも数えられています。1972 年、「那智大滝〈なちのおおたき〉」で国の名勝に指定。2004 年 4 月、「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部としてユネスコの世界遺産に登録されています。

*日本三名瀑:那智の滝(和歌山県)、華厳の滝(栃木県)、袋田の滝(茨城県)

⑤小樽市(北海道)

函館についで古くから開かれた港町。明治・大正と、樺太や欧米航路として、またニシン 漁の基地として栄えてきました。今でも当時のルネッサンス様式の銀行や問屋などの建物 が数多く残されており、綺麗に整備された運河と相まってレトロ感覚の独特のムードが漂 い人気となっています。

運河には、御影石をイチョウ模様に敷き詰めた散策路や街園があり、夕暮れ時にはガス灯がともり、港に面した運河沿いに建ち並ぶ百年前のレンガや札幌軟石で造られた重厚な石造り倉庫群もライトアップされ、古さと新しさが入り混じり、一年を通して多くの観光客が訪れ経済発展の中心として栄えた往時の面影をしのびながらの散策を楽しんでいます。

第4問(10点)

次の説明文の $1\sim5$ についてはそれぞれ最も適当なものを選びその番号を、 $6\sim10$ についてはそれぞれ該当する観光地、観光ポイントの名を解答欄に記入しなさい。また、別紙資料(業務知識 第4間解答用 日本地図)の地図上、ア \sim 10に最も関係の深いものを選び、記号で答えなさい。

1 紫雲山東麓にある国指定特別名勝の庭園。広大な園内は、池泉回遊式大名庭園の南庭と近代的に改修された北庭に分かれている。南庭は松平家5代、100余年の歳月を費やして完成。紫雲山を借景に6つの池と13の築山で構成されており、松や泉、石組みを巧みに配し、四季折々に風情ある表情を見せてくれるこの公園の名は?

①水前寺公園

②玉藻公園

③後楽園

④栗林公園

2 由布岳の麓にあり湖底から清らかな水と温泉が湧くといわれる不思議な湖。かつては、 由布岳の麓にあったことから「岳本の池」と呼ばれていたとか。湖の魚のうろこが夕 日に輝くのを見てこの名がついたと伝えられているこの観光名所とは。

①池田湖

②山下湖

③金鱗湖

④志高湖

3 道の両側に連なる黒塀の武家屋敷や古い商家が江戸時代の面影を残す一方、秋田新幹線「こまち」も停車するここは、「みちのくの小京都」とも呼ばれ、山桜の皮を切って 貼り合わせて作る桜皮細工(国の伝統工芸品)の生産の中心でもあるこの都市の名は?

①弘前市

②角館町

③盛岡市

④秋田市

4 本部半島の北側、緑濃い山々に囲まれたここは、14世紀に琉球王国三山時代の三山の1つ北山王の居城であったところで、2000年には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」としてユネスコの世界文化遺産にも登録されています。

①宮良殿内

②首里城

③今帰仁城跡

④識名園

5 東の吉野とも呼ばれている桜の名所。南アルプスの裾野にあり、春になるとこの地に しか咲かないといわれている千五百本のコヒガンザクラが咲き乱れ、淡い赤みを帯び た鮮やかな桜色の花がアルプスの白い峰々とマッチして美しいこの桜の名所とは。

①高遠

②角館

③三春

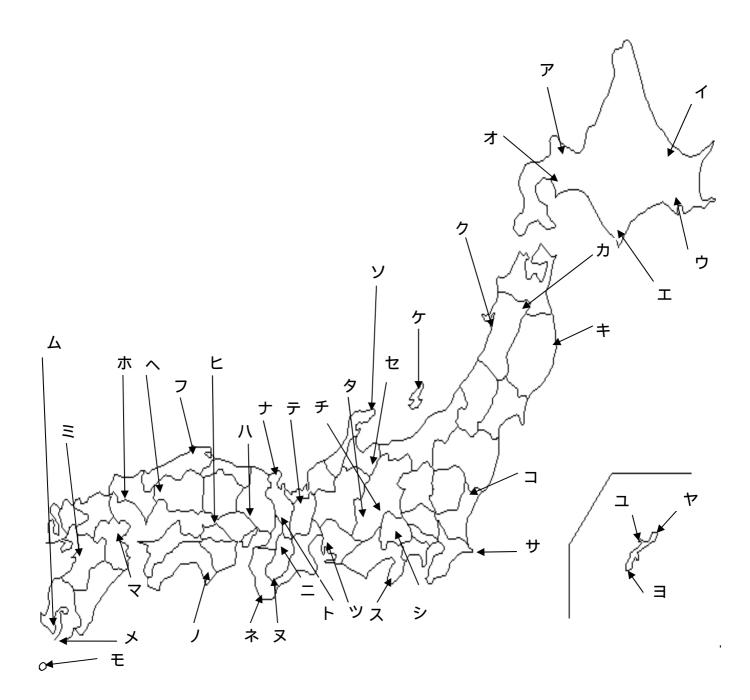
④水戸

6 周囲 40 キロのドーナツ型の火口湖・洞爺湖の南岸近くで今なお噴煙を上げる火山。 1943 年 12 月に始まった群発地震をきっかけに、1944 年 6 月、地割れとともに一帯 の麦畑や松林が隆起し、忽然と生まれた学術的にも貴重(特別天然記念物)火山で、 最高地表温度が約 300 度ともいわれている。標高約 400m の半円形の火山の溶岩塔部 分は茶褐色で、岩肌からは今なお水蒸気を噴き上げているこの火山の名は?

- 7 京都三大祭の1つとして知られ、国内はもとより海外からの参観者も多く、沿道には 豊かな国際色が見受けられる。山国隊の奏する太鼓の音色を先頭に、約 2000 名、約 2.5 キロにわたる行列は、順次平安京の造営された延暦時代にさかのぼり、明治に至 る千余年の文物風俗を模した行列でもって時代風俗行列が行われ、見る人々の心に過 ぎ去った京都の歴史をしのばせてくれるこのお祭りの名は?
- 8 豊かな自然が残る中部山岳国立公園の中、日本一の高さ 186m という壮大なスケールで建つダム。美しいカーブを描くえん堤に立ち、周囲を見渡せば両脇にそびえる山並み、眼下に流れる川、静かに水を湛える湖と、すべてが一体となった絶景が見渡せる。あの昭和の歴史に残る世紀の大工事によりこの地に誕生したダム。昨年(2013年)完成から 50 周年を迎えたこのダムの名は?
- 9 縁結びの神・福の神として、全国の人々に親しまれているここは、「大国主命」をお祭りし、国宝の本殿は日本で最も古い神社建築の形式をもった大社造りで、伊勢神宮の神明造りとともに代表的な神社建築といわれている。松並木の参道奥にある拝殿は昭和 34 年に再建された総檜造りの美しい色艶と正面の神楽殿には長さ8メートル、重さ1.5 トンの大しめ縄が参拝客の目を引きその荘厳さには思わず気が引き締まるとも言われるこの神社の名は?
- 10 久慈川の支流、滝川にかかる日本三大瀑布の1つ。高さ約120m、幅約75mにわたり 4段に分かれて流れ落ちる。平安時代の歌人西行法師が「四季に一度ずつ来てみなけ れば本当の良さはわからない。」と絶賛した逸話から、別名を四度の滝ともいわれてい る。冬季は滝全体が凍りアイスクライミングを楽しむ人も多いこの滝の名は?

別紙資料「業務知識」第4問解答用 日本地図

*この日本地図は「業務知識」第4問の解答にのみご使用下さい



出題の趣旨

○観光地、観光スポットを中心とした添乗業務に必要と思われる知識(観光地、観光スポット等 の名称、特色、所在地など)が身に付いているか。

解答

	1	2	3	4	5
答	4	3	2	3	1
地図番号	Ł	マ	カ	ユ	チ
	6	7	8	9	10
答	昭和新山	時代祭	黒部ダム	出雲大社	袋田の滝
地図番号	才	۲	セ	フ	コ

解説

○観光名所等についての四択及び記述解答の問題です。この問題は解答(四択、記述部分)が正解でかつ地図上の位置選択も正解であってはじめて得点になります。すなわち、どちらか一方のみの正解では得点になりません。

地図上の位置選択を間違えた、あるいはどこにあるのか知らないと思われる受験者が今年度もかなり多かったのには少々驚かされました。

- ○四択問題については8割近くの方が正解だったのですが、地図での位置選択を誤ったため、得点に結びつかなかった方がかなり見受けられました。
- ○この問題での全問正解者は1、2級とも一人もいませんでした。
- ○誤答が多かったものに、1を後楽園、4を首里城、7を祇園祭、10を那智の滝又は華厳の滝、 とした誤答が目立ちました。逆に、8の黒部ダム、9の出雲大社は殆どの方が正解でした。 なお、「黒四ダム」との解答が数件ありましたがもちろん正解として扱っています。
- ○地図から位置を選ぶよう問われているのに、県名を書いた方がいましたが設問はしっかり読みましょう。
- ○それぞれの解答に当たっての考え方と一部補足事項を記しておきます。
- 1 ④の「栗林公園」(りつりんこうえん)(香川県高松市)が正解です。

「紫雲山東麓」、「国指定特別名勝」、「南庭は松平家5代」、「6つの池と13の築山」がヒントになるでしょう。

- *日本三景(松島、天橋立、宮島)、日本三名園(偕楽園、兼六園、後楽園)も併せてそれ ぞれの所在地、特徴等理解しておくことが大切です。
- *日本三景:いずれも海を背景とした「白砂青松」の景勝地
- ・松島(宮城県): 東西南北、4ヵ所の展望地からの眺めは四大観と呼ばれ、それぞれに風景の異なる美しさを楽しませてくれる。緑の松が織りなす色彩のコントラストと、広い海に浮かぶ小さな島々がつくりだす造形美が絶妙なバランスで保たれ、どの方向から眺めてもその美しさは変わらない。
- ・天橋立(京都府):日本海に面した宮津湾内を北から南に細長く延びた砂州。白浜に老松 7000 本が植わった白砂青松の地で、その光景は天へ架かる橋を連想させたとい う。傘松公園からの股のぞきが有名。

・宮島(厳島)(広島県):瀬戸内海に浮かぶ歴史と浪漫の島。厳島神社の雅やかな社殿や 朱塗りの大鳥居が紺青の海と島の自然に見事に調和し平安朝の優雅さを醸し出 している。

*日本三名園

- ・偕楽園 (茨城県水戸市):徳川斉昭の造園。「多くの民と偕(とも)に楽しむ」の意味から命名されたもので、春先に梅祭りが盛大に行われることで有名。
- ・兼六園(石川県金沢市):加賀藩主前田斉広が整備した池泉式回遊庭園。雪害防止の雪吊りは金沢の風物詩となっている。
- ・後楽園(岡山県岡山市):岡山藩主池田綱政の造園。唯心山(ゆいしんざん)と沢ノ池を 中心とする典型的な池泉式回遊の庭園。
- 2 ③の「金鱗湖」(きんりんこ)(大分県由布市)が正解です。 「由布岳の麓」、「岳本の池」、「湖の魚のうろこが夕日に輝く」がヒントになるでしょう。
- 3 ②の「角館町」(かくのだてまち)(秋田県仙北市)が正解です。 「黒塀の武家屋敷」、「みちのくの小京都」、「桜皮細工」がヒントになるでしょう。 この問題で、選択肢のうち②は角館<u>市</u>とありますが、正しくは角館<u>町</u>です。ここに訂正して お詫び申し上げます
 - *日本の各地にある「○○小京都」(日本全国で **30** ヶ所) も知識として覚えておくと、添乗の際、きっと役に立つことがあるでしょう。いくつか例を挙げておきます。

みちのくの小京都 (角館町:秋田県)、 越中の小京都 (城端地区:富山県)、 但馬の小京都 (出石町:兵庫県)、 播磨の小京都 (龍野町:兵庫県)、 安芸の小京都 (竹原市:広島県)、 伊予の小京都 (大州市:愛媛県)、 土佐の小京都 (中村地区:高知県)、 山陰の小京都 (津和野町:島根県)、 薩摩の小京都 (知覧町:鹿児島県)など。

- 4 ③の「今帰仁城跡」(なきじんぐすく(じょう)あと)(沖縄県国頭郡今帰仁村)が正解です。「本部半島の北側」、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、「北山王の居城」がヒントになるでしょう。
- 5 ①の「高遠」(たかとう)(長野県伊那市)が正解です。 「東の吉野」、「桜の名所」、「南アルプスの裾野」、「コヒガンザクラ」がヒントになるでしょう。
 - *日本の三大桜の名所
 - ・弘前公園 (青森県弘前市): ソメイヨシノ 約 2600 本
 - ・高遠城址公園(長野県伊那市)タカトウコヒガンザクラ 約1500本
 - ・吉野山(奈良県吉野郡)シロヤマザクラ 約30000本
 - *日本三大巨桜
 - ・三春滝桜(福島県田村郡三春町):シダレザクラ 樹齢 1000 年
 - ・山高神代桜(山梨県北杜市):エドヒガン 樹齢 1800年
 - ・根尾谷淡墨桜(岐阜県本巣市): エドヒガン 樹齢 1500 年

6 昭和新山(北海道有珠郡)が正解です。

「洞爺湖の南岸」、「今なお噴煙を上げる火山」、「1944年忽然と生まれた」、「標高400mの半円形の火山」がヒントになるでしょう。

7 時代祭(京都市)が正解です。

「京都三大祭」、「明治に至る千年余の文物風俗」、「時代風俗行列」がヒントになるでしょう。

*京都三大祭(葵祭、祇園祭、時代祭)、東北四大祭(青森ねぶた、仙台七夕、秋田竿灯、山 形花笠)等は添乗員必携の業務知識でしょう。

*京都三大祭

- ・葵祭:5月に行われる上賀茂・下鴨両神社の例祭。王朝風の優雅な行列が市内を巡行する。
- ・祇園祭:7月の約1ヶ月間にわたる八坂神社の夏祭。ハイライトは巨大な山車がお囃子 を奏でながら都大路を巡行する山箱鉾巡行。
- ・時代祭:10月に平安遷都を記念して開催される平安神宮の例祭。呼び物は京都の風俗・ 文物の変遷を追って見る時代風俗行列。

*東北四大祭

- ・ねぶた祭(青森市):8月上旬:高さ5mもの巨大人形型灯篭が引き回される姿は圧巻。
- ・ 竿灯まつり (秋田市): 8月初旬: たくさんの竿が夜空に揺れる様は光の稲穂のよう。
- ・七夕まつり(仙台市):8月上旬:伝統ある和紙と竹を使った絢爛豪華な笹飾りが見事。
- ・花笠まつり(山形市):8月上旬:踊り手の群舞で一面に花が咲いたような華麗な祭り。
- 8 黒部ダム(富山県中新川郡立山町)が正解です。

「日本一の高さ **186**m」、「美しいカーブを描くえん堤」、「昭和の歴史に残る世紀の大工事」、 がヒントになるでしょう。

9 出雲大社(島根県出雲市)が正解です。

「縁結びの神」、「大国主命」、「大社造り」、「大しめ縄」がヒントになるでしょう。

10 袋田の滝 (茨城県久慈市大子町) が正解です。

「日本三大瀑布の1つ」、「四度の滝」、「冬季は滝全体が凍りアイスクライミング」がヒントになるでしょう。

- *日本三大瀑布(華厳の滝、袋田の滝、那智の滝)は覚えていますか。
 - ・華厳の滝:中禅寺湖の流出口にあり高さ97mの落差で流れ落ち、岩壁からは伏流水が流れ出し12の小滝となって滝全体を包み込むような特異な景観を作り出している。
 - ・那智の滝:熊野灘に注ぐ那智川の上流にかかる滝。落差 133mは日本有数で、古くから 信仰の対象として崇られ滝自体がご神体となっている。
 - ・袋田の滝:出題文に記載していますので省略します。

第5問(15点)

次の1~3の各設問に対する答をそれぞれの指示に基づいて解答欄に記入しなさい。

- 1 次の①~⑤はそれぞれある都道府県の特色(観光地、名産品など)を記したものです。 それぞれア~オの特色をもつ都道府県名を漢字で書きなさい。(仮名書きは減点対象とします)
- ① ア 高さ日本一のアーチ式ダム
 - イ 峡谷を走るトロッコ列車
 - ウ世界文化遺産の合掌造り集落
 - エ 三霊山、三名山
 - オ ます寿司、ホタルイカ
- ② ア 太平洋戦争末期の特攻基地
 - イ ロケット発射基地の宇宙センター
 - ウ 日本で唯一の天然砂蒸し温泉
 - エ 鉄砲、キリスト教伝来の地
 - オ 我が国初の世界自然遺産登録地域
- ③ ア「小江戸」と言われる蔵造りが残る商家町
 - イ 夏の猛暑は日本一、二
 - ウ 2004 年に鉄道博物館が開館
 - エ 日本最初の回転式灯台
 - オ 渓谷の舟下りと桜並木
- ④ ア 日本で一番面積の狭い都道府県
 - イ 源平合戦の舞台
 - ウ 壺井栄の「二十四の瞳」の舞台
 - エ 満濃池などのため池
 - オ 1368 段の石段が名物の神社
- ⑤ ア 日本のトライアスロン発祥の地
 - イ 日本最大規模の砂丘
 - ウ ラジウム含有量日本一の温泉
 - エ 人口最少の都道府県(平成24年度)
 - オ 山陰の松島とも言われるリアス式海岸

- 2 以下の①~⑤に記述する世界遺産に関連する最も適当なものを下記の語群の中から選び、記号で答えなさい。
- ① 羅臼岳、オシンコシンノ滝、フレベの滝などの自然がそのままに残る地域となっている。
- ② 約1400年前に創建され、平清盛によって現在の姿に造営された神社で、その朱色の寝殿造りの社殿が特徴となっている。
- ③ 京都市内にある神社で、5月15日に行われる葵祭の神社として知られている。
- ④ 天武天皇が皇后の病気平癒を祈願して造営を始めたもので、「龍宮造り」といわれる、 金堂をはさんで東西の塔が対をなす姿の美しさで知られている。
- ⑤ 2011年に登録された、登録順では我が国で一番新しい世界自然遺産である。

(語群)

ア 厳島神社イ 八坂神社ウ 富士山エ 知床半島オ 竜安寺カ 平安神宮キ 上賀茂神社ク 小笠原諸島ケ 法隆寺コ 薬師寺サ 根室半島シ 積丹半島ス 東大寺セ 屋久島ソ 中尊寺

- 3 以下の記述に最も適当する岬、半島、海岸、島等の名称を下記の語群の中から選び、記号で答えなさい。
- ① 日本海を一望する入道崎と伝統芸能として受け継がれる「なまはげ」で有名な半島。
- ③ 韓国に最も近い位置にある島で、韓国とこの島との間の海峡にはこの島の名が付けられている。
- ④「瀬戸内しまなみ海道」のルート上にある島で、西の日光とも呼ばれる耕三寺がある。
- ⑤ 根室半島の先端で、灯台周辺から国後島など北方領土が一望できる我が国最東端の 岬。

(語群)

ア 牡鹿半島イ 襟裳岬ウ 男鹿半島エ 大三島オ 平戸島カ 東尋坊キ 淡路島ク 北山崎ケ 知多半島コ 対馬サ 宗谷岬シ 九十九島ス 長崎鼻セ 生口島ソ 納沙布岬

(注) 1について、1級は答を漢字でと指定。2級は漢字でとの指定なしで出題。

出題の趣旨

- ○日本の地形、県の特色(観光地、名産品等)について社会人としての常識を身に付けているか。
- ○日本の世界遺産登録地に関連する地域、建造物等についての知識は添乗員としてどの程度身に 付いているか。

解答

	1)	2	3	4	5
1	富山県	鹿児島県	埼玉県	香川県	鳥取県
	1)	2	3	4	5
2	Н	ア	丰	コ	ク
	1)	2	3	4	5
3	ウ	力	コ	セ	y

解説

- ○この問題は、国内・総合共通問題として出題しています。
- ○国内旅行専門の添乗員はもとより、海外旅行専門の添乗員といえどもお客様の大多数は日本 人。日本国内のことを知らないようでは「私は海外旅行専門の添乗員なので」と言い訳をし ても添乗員というより、一社会人として恥ずかしいのでは。ということで、そうならないよ うにという意味でこの種の問題を出題しています。

1について

- ○記載された5つの特色をもつ都道府県名を解答する問題です。 1級は県名を「漢字で」と指定していますので、仮名書きの解答、誤字は得点になりません。 誤字で目立ったもの、鳥取県を取鳥県と解答したものが10名以上もいました。
- ○県名が求められているのにも拘らず、県を省略した解答がこの問題でも散見されました。 前にも述べたとおり、解答に際しては、慌てずに設問文をよく読み、勝手に省略して答を書 かないことが大切です。
- ○出題した観光地、観光施設、温泉地、名産品はいずれも募集パンフレット等で。よく目にするものばかりを選んでみました。
 - 皆さんも添乗で訪れたり、目にしたり、食したりしたことが少なくないと思います。
- ○さすがにこの問題は皆さんにとって易しすぎたようで、国内、総合とも級を問わず半数以上 の方が全問正解でした。
- ○間違いが多かったのは⑤で、島根県との解答が目立ちました。
- ○出題ミスがありました。③の工は削除します。③に該当する灯台はありません。 殆どの方は、工を無視(?)して正答を得ていたようですが、設問文の不備ということで③ については採点しないことにしました。ご迷惑をかけ申し訳ありませんでした。 参考までに、工に該当するのは紀伊半島串本町の沖、紀伊大島の東端にある「樫野崎灯台」 のようです。
- ○不要とは思いますが念のため、それぞれの特色について下記に補足説明を記しておきます。

- ①ア 高さ日本一のアーチ式ダム:黒部ダム
 - イ 峡谷を走るトロッコ列車 : 黒部峡谷
 - ウ 世界文化遺産の合掌造り集落:五箇山(白川郷とともに世界文化遺産に登録)
 - エ 三霊山、三名山:立山(富士山、白山)
 - オ ます寿司、ホタルイカ:富山県の郷土料理、特産品
- ②ア 太平洋戦争末期の特攻基地「知覧(南九州市)、薩摩の小京都
 - イ ロケット発射基地の宇宙センター:種子島
 - ウ 日本で唯一の天然砂蒸し温泉:指宿温泉
 - エ 鉄砲、キリスト教伝来の地:種子島(門倉岬に鉄砲伝来記念碑)
 - オ 我が国初の世界自然遺産登録地域:洋上のアルプス・屋久島(1993年登録)
- ③ア「小江戸」と言われる蔵造りが残る商家町:川越市(鐘楼・時の鐘)
 - イ 夏の猛暑は日本一、二:熊谷市、岐阜県多治見市。昨年高知県四万十市が日本一に。
 - ウ 2004 年に鉄道博物館が開館:さいたま市にある体験型博物館
 - エ 日本最初の回転式灯台:削除します。(理由は上記に)
 - オ 渓谷の舟下りと桜並木:荒川中流・長瀞のライン下り、桜の名所
- ④ア 日本で一番面積の狭い都道府県:香川県でそのつぎが大阪府
 - イ 源平合戦の舞台:屋島(瀬戸内海の景勝地)
 - ウ 壺井栄の「二十四の瞳」の舞台:小豆島
 - エ 満濃池などのため池:雨が少なく大きな河川もないためにため池がつくられた。
 - オ 1368 段の石段が名物の神社:金刀比羅宮 (讃岐のこんぴらさん)
- ⑤ア 日本のトライアスロン発祥の地:皆生温泉(米子の奥座敷)
 - イ 日本最大規模の砂丘:鳥取砂丘
 - ウ ラジウム含有量日本一の温泉:三朝温泉
 - エ 人口最少の都道府県(平成24年度):鳥取県、以下島根県、高知県
 - オ 山陰の松島とも言われるリアス式海岸:浦富海岸

2について

- ○世界遺産の関連する地域名、建造物名についての選択問題です。
- ○世界遺産については、旅行の目的地になっていることが非常に多いこともあって、毎年のように出題しています、
- ○この問題における全問正解者は、国内1級で9名、2級で2名、総合1級で3名、総合2級では5名でした。
- ○不正解の多かったものとして、③を八坂神社、平安神宮としたもの(正解は上賀茂神社)、⑤ を屋久島、知床半島、富士山としたもの(正解は小笠原諸島)が目立ちました。 昨年(2013年)登録が決定した富士山は、世界文化遺産です。
- ○個々の解説は不要と思いますので省略します。各自で確認しておいてください。

《参考1》世界遺産の3種類

「文化遺産」とは、顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など。 姫路城、法隆寺、アルハンブラ宮殿、アンコールワット、自由の女神など 759 ヶ所(日本の文化遺産は計 13、2014 年 2 月現在)が登録されています。

「**自然遺産**」とは、顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれの ある動植物の生息・生息地で保護・保存の必要性がある地域。

白神山地、屋久島、知床、グランドキャニオン、イグアスの滝、ガラパゴス諸島など **193** ヶ所 (日本の自然遺産は計4ヶ所、**2014** 年 2 月現在) が登録されています。

「**複合遺産**」文化遺産、自然遺産、両方の価値を兼ね備えているもので、人間が作り上げた 文化と地球の自然の両方の要素が組み合わされた地域がこれにあたります。

マチュピチュ、エアーズロック、メティオラ、泰山など 29 ヶ所(日本には複合遺産に該当するものはありません。2014年2月現在)が登録されています。

複合遺産は文化と自然を共に保護する世界遺産にとってまさに象徴的な存在と言っても良いのではないでしょうか。

《参考2》日本の世界遺産登録地

日本の世界遺産登録地(2014年2月現在)は下記のとおりです。(登録年度順)

- ・法隆寺地域の仏教建造物群(1993年登録:文化遺産) 聖徳太子ゆかりの地、斑鳩にある世界最古の木造建造物群が残る地域。
- ・姫路城(1993年登録:文化遺産) 優美な外観から白鷺城とも呼ばれているが、防御系統に優れた城。
- ・白神山地(1993年登録:自然遺産)太古から生き続ける東アジア最大級の広大なブナの天然林。
- ・屋久島(1993年登録:自然遺産) 樹齢数千年の屋久杉が生きるスギの森と亜熱帯から齢温帯までの気候をもつ島。
- ・古都京都の文化財(1994年登録:文化遺産)伝統文化の中心地。平等院、金閣寺、清水寺、竜安寺、二条城、延暦寺など17社寺。
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落(1995年登録:文化遺産) 雪国ならではの社会環境や経済事情を表す合掌造りの住居・瓦葺屋根の建造物群。
- ・広島平和記念碑(原爆ドーム)(1996年登録:文化遺産) 戦争の凄惨さを世界に伝え、核兵器廃絶と平和を求めるシンボルとなった建物。
- ・厳島神社(1996年登録:文化遺産) 景勝地、宮島の海に浮かぶ大鳥居と潮が満ちると本殿まで水に浸る「海中神社」。
- ・古都奈良の文化財(1998年登録:文化遺産)東大寺、薬師寺、春日大社、平城宮跡など奈良市街に点在する8件の遺跡建造物。
- ・日光の社寺(1999年登録:文化遺産)東照宮、二荒山神社、輪王寺等、周囲の自然と調和している徳川幕府の豪華な文化財。
- ・琉球王国のグスク及び関連遺産群(2000年登録:文化遺産)今帰仁城、首里城跡、識名園など琉球文化の独自性を表現している文化財。
- ・紀伊山地の霊場と参詣道(2004年登録:文化遺産) 神道、仏教、山岳信仰が雄大な自然の中で育まれていった稀有な地域。

- ・知床(2005年登録:自然遺産) アイヌ語でシリエトク(大地の果て)。海と陸と河川の結びつきが貴重な半島。
- ・石見銀山の銀鉱とその文化的景観(2007年登録:文化遺産)銀鉱山を中心に銀産業のための周辺土地利用と鉱山町の景観、銀の輸出港など。
- ・平泉―仏国土を表す建築・庭園・考古学的遺跡群(2011年登録:文化遺産) 11、12世紀の東北の政治の中心地。藤原氏により建立された中尊寺金色堂など。
- ・小笠原諸島(2011年登録:自然遺産) 進化の過程を示す動植物が生息することから「東洋のガラパゴス」とも。
- ・富士山―信仰の対象と芸術の源泉 (2013年6月登録:文化遺産) 「構成資産」は山頂の信仰遺跡群や富士五湖、三保の松原などを含む25件。

3について

- ○日本の地形 (岬、半島、海岸、島等) に関する問題です。
- ○中学校で勉強した地理の復習問題です。
- 〇この問題における全問正解者は、国内1級で10名、2級で3名、総合1級で2名、総合2 級では3名でした。
- ○不正解の多かったものとして、④を大三島(正解は生口島)、⑤を宗谷岬、襟裳岬(正解は納 沙布岬)としたものが特に目立ちました。
- ○この問題も個々の解説は不要と思いますので省略します。各自で確認しておいてください。

第6間(10点)

次の (①) ~ (⑩) に入る最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。

- 1 航空機、船舶、車両などの燃料が採算枠を超えて高騰した場合、高騰分を運賃に上乗せする追加料金の通称を英語で(①)という。
- 2 震度が土地の揺れの強弱を表すのに対し、(②)は震源で放出されるエネルギー量で、地震の規模を表す。
- 3 縮尺5万分の1の地図上の10cmの長さは、実際には(3) kmである。
- 4 人体への放射線照射の影響の度合いを表す単位を(④)という。
- 5 カルシウムイオンやマグネシウムイオンを比較的多量に含み、洗濯には不適当とされる水を(⑤)という。
- 6 氷河に削られたU字形の谷に海水が侵入してできた、細長く深い湾のことを(⑥) という。
- 7 日本列島を土地の構造上から二分する、新潟県の糸魚川から長野県の諏訪湖を通って 静岡県の富士川に至る大地溝帯のことを一般に(⑦)という。
- 8 公権力の乱用から国民の自由を守るために立法府から選任され、「行政監察官」「護民官」などと訳される人のことを(⑧)という。
- 9 昨年9月の国際オリンピック委員会総会で(⑨)年のオリンピック夏季大会が東京で開催されることが決定された。
- 10 昨年8月、全国的な猛暑の中、国内における観測史上最高の41.0 度という気温を記録したのは、高知県の(⑩)市である。
- *上記第6問の出題について、2級はそれぞれの設問文の末尾に次のようなヒントを付記して出題しています。
 - 1 (カタカナ6文字) 2 (カタカナ7文字) 4 (カタカナ5文字)
 - 6 (カタカナ5文字) 7 (カタカナ7文字) 8 (カタカナ6文字) 9 (数字4桁)

出題の趣旨

- ○添乗員である前に、社会人としての教養(一般常識)を身に付けているか。
- ○業務知識として要求される観光地理等以外の分野においても、社会生活上、話題性のある社会 現象、用語についての知識、理解力をもち備えているか。

解答

番号	①	2	3	4	5
答	サーチャージ	マグニチュード	5 (km)	シーベルト	硬水
番号	6	7	8	9	10
答	フィヨルド	フォッサマグナ	オンブズマン	2020 (年)	四万十 (市)

解説

- ○この問題は国内、総合共通問題として出題しています。
- ○現在、我が国で比較的話題性のある社会現象、用語を中心に出題したものです。
- ○添乗中にお客様との間で話題に出ることも少なくないと思われるものを選んでみました。
- ○全体としては、あまり出来は芳しくなく正解率は国内で5割弱、総合で6割弱といった結果で した。
- ○この問題の全問正解者は国内1級で1名、総合2級で1名の計2名のみでした。
- ○正解率が低かったものとして、③の実際の距離、⑥のフィョルド、⑦のフォッサマグナ、⑩の四万十(市)といったところが目立ちました。特に③については解答として求められているのは km です。距離の単位を見落としたような解答が国内、総合合わせて 10 名以上いました。これなども、設問文をよく読まなかったということなのでしょうか。
- ○逆に、①サーチャージ、②マグニチュードは殆どの方が正解でした。
- ○この問題も個々の解説は不要と思いますので省略します。各自で確認しておいてください。

第7問(10点)

次の $1 \sim 5$ はいずれも最近の新聞・テレビ等によく出てくる言葉です。この中から1つを選び、その言葉の内容について(100 字程度)解答欄に記述しなさい。

- 1 南海トラフ
- 2 レアアース
- 3 ユネスコエコパーク
- 4 式年遷宮
- 5 世界無形文化遺産

出題の趣旨

- ○添乗員は、一社会人としての教養(一般常識)を身に付けていることも必要であるという考え 方から時事に関するこの問題を出題しています。「歴史、地理、社会及び、時事に関する基本的 な事項」については、今後も出題していく方針に変わりはありません。
- ○上記の趣旨に準じて、最近の新聞、テレビ等マスコミによく登場する用語の意味を理解できているか。

解答のポイント

- ○この問題は国内、総合共通問題として出題しています。
- ○出題の趣旨にも記しましたが、添乗中お客様との会話の中でも、話題として出てくる可能性が 大きいと思われるものを選んでみました。
- ○それぞれ以下に各語句の概略を記述しておきますが、実際の解答に当たっては、各自ポイント (下線部分)を押さえて記述して頂ければ高得点に結びつきます。

1 南海トラフ

南海トラフとは、<u>静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4000 メートル級の海底の溝</u> (トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。

総延長は約 770 キロメートル。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され<u>舟底のようなくぼ地</u>を意味し、水深 6000 メートル以上に達する海溝と区別される。

南海トラフは活発で大規模な活断層であり、付近では過去に M8 級の地震が 100~200 年ごと に繰り返し発生している。プレートの境界特有の<u>巨大地震が発生する地域</u>として、これまで、 東海地震、東南海地震、南海地震への対策がとられてきた。

「東海地震」、「東南海地震」、「南海地震」の3つの地震は、いずれも南海トラフ付近を震源地としており、静岡県の駿河湾から浜名湖にかけて起こるものが東海地震、浜名湖から和歌山県の潮岬にかけて起こるものが東南海地震、潮岬から高知県の足摺岬までの地域で起こるものが南海地震といわれている。

東日本大震災後、国は日向灘(ひゅうがなだ)などを震源域に加えた上で、複数の大地震が連動して生じた場合の巨大地震発生時の被害想定の見直しに着手してきた。

これによると、想定すべき最大クラスの地震・津波により、死者は最大 32 万 3 千人、220

兆円以上の経済被害が出る。これは国内総生産(GDP)の **40**%以上、東日本大震災の **10** 倍を超える規模と非常に大きな被害が予測されている。

2 レアアース

レアアースはレアメタルの一部にあたります。日本語では<u>希土類</u>といい。元素のうち、原子番号 21 番のスカンジウム、39 番のイットリウム、57~71 番のランタン、ルテジウムなどの合計 17 元素をまとめてレアアースと呼んでいる。但し、レアメタルとしてよく聞くリチウムはこの希土類の中は入っていない。これらの元素は化学的性質が非常に似通っているので、レアメタルの中でも一まとめにセットして扱われている。<u>光学的特性や磁気的特性に他の元素が持たない性質</u>をもっており、世界に冠たる素材技術の<u>日本が使用量も世界一</u>となっている。

これらの元素は性質が似ているにも拘らず混ざり合って産出され、分離・精製が困難だったため、「希な土」という名称を授かったようだ。

近年は分離・精製技術が進歩し、蓄電池や磁石の性質向上に、テレビ、蛍光灯、LED照明、DVD、CD、ブルーレイ、ディスプレイの研磨材、排ガス浄化触媒、光ファイバーなどに、医療関係ではCTスキャナー、MRIの造影剤、手術用レーザーなどに活用されているが、まだまだ未開拓分野でもあり、今後経済的にもますます重要性が高まると思われている。レアアースは、世界的な需給バランスの逼迫が懸念されており、日本にとっても長期的な安定確保が重要な課題となっている。政府は今後の需要拡大が見込まれる資源が特定地域に偏る(産出量の95%以上が中国)レアアースやリチウムなどについても「戦略レアメタル」と定め、代替技術・材料の開発、リサイクル、新規調達先の確保、備蓄などの対策を打ち出しているところである。

2012年6月、南鳥島付近の海底 5600mで日本で消費する約 200 年分以上に相当するレアア <u>ースが発見され、</u>現在、深海底からの回収技術の開発を目指しているところでもある。

3 ユネスコエコパーク

コネスコエコパークは、1976年に、コネスコの自然科学セクターのユネスコ人間と生物圏計画における一事業として開始されたものである。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としており、保護・保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点が置かれている。

2013年5月現在の登録総数は、117カ国、621地域。

ユネスコパークの機能、すなわち、1. 保存機能(生物多様性の保全)、2. 経済と社会の発展、3. 学術的研究支援、この3つの機能を達成するため、エコパークには「核心地域(厳格に保護。長期的に保全。)」、「緩衝地域(核心地域のバッファー。教育、研修、エコツーリズム。)」、「移行地域(居住区。地域社会や経済発展が図られる地域。)」の3つの地域の設定が求められている。

日本国内では、「志賀高原(群馬、長野)」、「白山(石川、岐阜、富山、福井)」、「大台ケ原・ 大峰山(奈良、和歌山)」、「屋久島(鹿児島)」の4ヶ所が1980年に登録され、その後、照 葉樹林で名高い「綾(あや)(宮崎)」が2012年に仲間入りしている。さらに、昨年(2025年)9月には、「只見(福島県)」及び「南アルプス(山梨県、長野県、静岡県)」の2件の新 <u>規登録をユネスコに推薦</u>している。今年の6月、スエーデンで開催される理事会で登録の可 否が決定されることになっている。

4 式年遷宮

遷宮とは、神社の本殿の造営または修理の際に、神体を従前とは異なる本殿に移すこと。本殿が従前とは異なる境内に新築移転したり、同じ境内で別の位置に新築移転したりする際のほか、本殿の修理や新築の際に一時的に神体を移動する場合にも遷宮という。<u>定期的な遷宮を式年遷宮</u>(しきねんせんぐう)という。「式年」とは「定められた年」の意。単に「式年遷宮」という時、伊勢神宮(三重県伊勢市)の神宮式年遷宮を指すことが多い。なお、昨年遷宮を迎えた出雲大社は概ね 60~70 年毎に建て替えられてきたが必ずしも定期的ではないので式年遷宮には該当しないとされている。

建て替えられた古材は、伊勢市の宇治橋の鳥居のように伊勢神宮内で使われたり、戦災や災害の被災神社の再建・復興に使われ、熱田神宮では、社殿は伊勢神宮の式年遷宮の際の古用材を譲り受け、1955 年 10 月に再建され、2013 年の伊勢神宮の式年遷宮の古材も東日本大震災で津波に流された東北地方の神社社殿復興に使われたといわれている。

<u>なぜ、20年に一度、式年遷宮が行われるのか。</u>20年は人生のひとつの区切りであること、建て替えの技術を次の世代に伝えるために丁度良い年数であること、穀物が貯蔵できる年数であること、神々を祀る建物を清く保つのに相応しい期間であることなど、さまざまな説があるが確かな理由はわかっていない。

20年に一度の遷宮を繰り返すことで、みずみずしく、若々しい生命の輝きが永遠に続くことを祈る神事であることに違いはないと思われる。

伊勢神宮は昨年(2013年10月)、正殿を20年ごとに建て替える式年遷宮を迎え、神体を移す「遷御(せんぎょ)の儀」が行われました。この祭事は飛鳥時代、持統天皇が在位中の690年に始まったとされ、今回は62回目。

中心となる行事は神様の引越し。神体を祀っている正殿の隣に、**20**年ごとに同じ様式の新正殿を建て、神体を納める。この「遷御の儀」は内宮で2日、外宮で5日にありました。

両日とも夜の午後8時に始まり、約半時間ほどかけて神体を新しい建物へ。神宝など **1600** 点ほども新しくして納める。周辺にある**14**の別宮の社殿や鳥居なども造り替えられました。

5 世界無形文化遺産

芸能、社会慣習、儀式、祭礼や伝統工芸技術などについて、地域の文化遺産と認定し、ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」で登録、保護する。建築物や自然環境など有形からなる「世界遺産」(文化、自然、複合)、古文書など記録が対象となる「記憶遺産」と並ぶユネスコの遺産事業の1つで、2009年から登録が始まり2013年10月の時点で257件が登録されている。

同じユネスコの事業である<u>世界遺産が建築物などの有形の文化財の保護と継承を目的としているのに対し、民俗文化財、フォークロア、口承伝統などの無形のものを保護対象</u>とすることを目的としたもの。

日本からは<u>「能楽」、「人形浄瑠璃文楽」、「歌舞伎」</u>など重要無形文化財と、「京都祇園祭の山鉾行事」、「アイヌ古式舞踊」、「那智の田楽」など重要無形民俗文化財の計 21 件が登録されていたが、昨年(2013年12月)日本政府が提案していた「和食、日本人の伝統的な食文化」

<u>を、ユネスコは「無形文化遺産」への登録を決定した。</u>これにより日本の無形文化遺産は計**22**件となった。

政府の提案によると、「和食」は自然を尊重する日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習。内容としては、新鮮で多様な食材と持ち味の尊重、栄養バランスに優れた健康的な食生活、自然の美しさや季節の移ろいの表現、正月など年中行事との密接な関り・・・が挙げられている。食文化として体現される日本特有の価値観や生活様式、社会的伝統なども含まれる。食に関する無形文化遺産としてはこれまで、フランスの美食術、地中海料理、メキシコの伝統料理、ケシケキ(麦がゆ)の伝統(トルコ)が登録されていた。

なお、世界無形遺産、世界無形文化遺産といった「世界」をつけた俗称で呼ぶことが一般的に多いのですが日本での条約承認手続きにおける表記は「無形文化遺産」であり、条約本文においても(Intangible Cultural Heritage)と「world」の文字は冠せられていません。今回の出題においても日本国内での「無形文化遺産」と区別するため敢えて「世界」をつけて出題したものです。

採点の感想

- ○この問題は国内、総合共通の問題として出題しております。
- ○時事用語の説明について、今年度の出題が新聞、テレビにおいて特に大きく取り上げられた事例(南海トラフ、レアアース、式年遷宮)、及び身近な事例(ユネスコエコパーク、世界無形文化遺産)であったためか、大多数の受験者がおおむね適切な記述をしていたように見受けられました。
- ○毎年のように解説の部分で記載していますが、出題されている用語の意味を知らなくても添乗 業務を遂行する上で困ることは必ずしもないかもしれません。しかし、マスコミにもかなり頻 繁に登場し、社会的にも話題性のある事柄については、プロの添乗員の一般教養としてある程 度の知識は身に付けておいて欲しいと思い時事用語を出題しているものです。
- ○解答のポイントはあくまでポイントであってそこに記載されていることの要点のみが正解であるということではありません。採点に当たっては記述内容を1つずつ検証して進めていますので上記の解答のポイントの記載内容と異なったことを記述したからといって直ちに減点の対象にはしていません。
- ○日頃から新聞、テレビのニュース等に目を向けている人にとっては何ら難しい問題ではなかったのではと思っております。皆さんもご存知のとおり、国内、海外を問わず最近の社会は常に激しい速さで変化しています。社会の動きや新聞紙上等での話題に敏感になる習慣を身に付けるようにして頂きたいと思います。
- ○圧倒的に「式年遷宮」が、次に「世界無形文化遺産」、「レアアース」、「南海トラフ」、を選択した受験者が多く、各用語のイメージは概ね理解されているように感じられました。 なお、「ユネスコエコパーク」を選択した人は1人もいませんでした。
- ○記述に際して全体的に、仮名書き、誤字、当て字が相変わらず多く見られました。
- ○また、指定された文字数内で、書こうとする内容をきちんとまとめて記述することができない、 あるいは解答枠内を大きくはみ出した記述や、記述内容を何本もの矢印や線で移動させたり付け加えたりする解答も少なくありませんでした。自分専用のノートやメモではありません。 試験の解答用紙への記入方としてはいかがなものかと思います。
- ○これは、過去の試験においてほとんどマークシート方式や○×、4択で過ごしてきたこと、パ

ソコン、携帯電話の普及などで日常生活において文字を書く習慣が薄れてきていることが大き な理由の1つになっているのではと思われます。